

平成27年度 第1回長沼町総合教育会議

日時 平成27年4月21日 10時00分

場所 長沼町役場3階第1会議室

1 挨拶

長沼町長 戸川 雅 光

長沼町教育委員長 桃野 誠 一

2 開 会

3 協議事項

(1) 長沼町総合教育会議設置要綱の制定について

(2) 教育行政の大綱の策定について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

4 閉 会

総合教育会議

〔資料1〕

- 教育行政の大綱の策定
- 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

以上、これらの協議調整を行う場です。

●今後の予定

- ・平成27年8月 第2回総合教育会議
《想定される議題》 大綱の策定(案)について
- ・平成27年11月 第3回総合教育会議
《想定される議題》 教育諸条件の整備、教育、学術及び文化振興を図る重点施策等について
大綱の策定(案)について
- ・平成28年3月 第4回総合教育会議
《想定される議題》 教育諸条件の整備、教育、学術及び文化振興を図る重点施策等について
大綱の策定、公表

長沼町総合教育会議設置要綱

(平成 27 年 4 月 21 日要綱第--号)

(設置)

第 1 条 町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育行政の重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行い、方向性を一つにして効果的に推進していくため、長沼町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項に規定するところによる。

(構成員)

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対して協議すべき具体的事項を示し会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第 7 条 町長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成しこれを公表するものとする。

(事務局)

第 8 条 会議の事務局を教育委員会学校教育課に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

平成27年度第1回

長沼町総合教育会議会議録

平成27年4月21日 開会

平成27年4月21日 閉会

長沼町教育委員会

平成27年度第1回長沼町総合教育会議会議録

平成27年4月21日

1. 出席者は次のとおりである。

長沼町長 戸川 雅光
長沼町教育委員会
桃野 誠一 (委員長)、水野 正一、高島 孝子、中館 誠治
小西 教夫 (教育長)

2. 欠席者は次のとおりである。

無し

3. 事件説明のため出席した職員は次のとおりである。

学校教育課長 田中 正典 以下関係職員
社会教育課長 白鳥 修
総務政策課長 笠山 茂己
保健福祉課長 奥塚 美智代

4. 協議事項の審議結果は次のとおりである。

事件番号	事 件 名	審議結果	議決年月日
協議第1号	長沼町総合教育会議設置要綱の制定について	原案決定	27.4.21
協議第2号	教育行政の大綱の策定について	原案決定	27.4.21
協議第3号	今後のスケジュールについて	原案決定	27.4.21

5. 議事経過は次のとおりである。(10時00分)

田中課長 : お疲れ様です。今回は初の会議ですので、開会に先立ちまして、戸川町長から挨拶をお願いします。

戸川町長 : 本日は第1回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方には、こうして私と同じテーブルについていただきましたこと、大変ありがたく思っております。また、桃野委員長をはじめ、各委員の皆様方には、平素から子ども達の教育の充実発展のために大変なご尽力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

これまでも教育委員の皆様方とはさまざまな交流をさせていただいておりますが、今回、長沼町としても正式な位置づけの中で、皆様と一緒に自由な意見交換をし、双方が理解を深める場が必要と考え、本会を設置することといたしました。どうか、教育委員の皆様方と力をあわせて、教育政策の方向性を共有し、子ども達のためにさまざまな施策を進める、今日はその一つの大きなきっかけ、第一歩となりますことを心から期待をして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

田中課長 続きまして、教育委員会 桃野委員長から挨拶をお願いします。

桃野委員長 教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日、開催いたしました教育委員会議において、この度「長沼町総合教育会議」が設置されると報告があり、設置要綱について協議したところであります。教育に関する事務の最終的な執行権限は教育委員会であり、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保は大変重要なことと認識しております。私たちの使命は、子ども達が心身ともに健やかに成長できるよう安全で安心な教育環境を整備し、提供していくことであると考えております。
本会は町長が招集し教育委員会と協議・調整する場と聞いておりますので、ご提案のあった協議事項については、双方尊重し、透明性を持って進めていかなければと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

戸川町長 これより、平成27年度第1回長沼町総合教育会議を開会いたします。

戸川町長 本会議は、私が招集し議長となりますので、早速協議を始めます。
「(1)長沼町総合教育会議設置要綱の制定について」ですが、教育委員会議にて設置要綱の協議がなされたと聞いておりますので、原案のとおり制定することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

戸川町長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり制定することに決定いたしました。

戸川町長 次に、「(2)教育行政の大綱の策定について」ですが、私より説明いたします。

戸川町長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行されました。
この法改正により、教育の政治的中立性等は確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化などが図られることとなります。
資料の1をご覧ください。

今回の教育委員会改革のポイントの一つとして、「総合教育会議の設置」があり、町長と教育委員会により構成され、①教育行政の大綱の策定 ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策 ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うものであります。

総合教育会議の主な協議事項である大綱の制定についてですが、町政の基本的な方向性を定めている「長沼町総合振興計画」の部門計画と位置づけ、生涯学習推進に関する総合的、計画的な行動運営方針としている「生涯学習推進計画」に基づき、作成推進主体である町と教育委員会は、これまでも一致した計画に基づき教育行政を進めております。

生涯学習推進計画は、学校教育、社会教育、社会体育、家庭教育等の各分野を網羅しており、大綱の策定においても、この直接的連携体制を継承発展させたいと考えております。

既に、平成27年度までの前期計画が策定済みですので、当面はそれを大綱と位置づけることと考えております。

戸川町長 説明は以上ですが、何かご質問等ございますか。

(なしの声)

戸川町長 ございませんので、以上で「教育行政の大綱の策定について」の協議を終結いたします。平成27年度の「教育行政の大綱の策定について」は、「第2期長沼町生涯学習推進計画」を大綱と位置づけることで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

戸川町長 ご異議なしと認め、平成27年度の「教育行政の大綱の策定について」は、「第2期長沼町生涯学習推進計画」を大綱と位置づけることに決定いたしました。

なお、平成28年度以降の大綱につきましては、もう少しお時間をいただき、内容等の精査を行って今後、素案を協議したいと思っております。

戸川町長 次に、「(3) 今後のスケジュールについて」ですが、小西教育長より説明いたします。

小西教育長 資料の2をご覧ください。(別紙により概ねのスケジュール案を説明)

戸川町長 説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

(なしの声)

戸川町長 ございませんので、以上で「今後のスケジュール」についての協議を終結いたします。本件については、概ねこのように進めさせていただくことでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

戸川町長 ご異議なしと認め、本件につきましては、概ねこのように進めさせていただくことに決定いたしました。

戸川町長 次に、「(4) その他について」ですが、長沼町総合教育会議設置要綱第9条の規定により、私から本会の参集範囲についてお諮りします。本会の参集範囲で

すが、「長沼町総合振興計画」を所管する総務政策課長、「長沼町の児童福祉の専門的分野」から保健福祉課長、「長沼町生涯学習推進計画」を所管する社会教育課長、そして「会議の事務局」である学校教育課長と考えますが、いかがでしょうか。

(よろしいとの声)

戸川町長 それでは、本会の参集範囲は総務政策課長、保健福祉課長、社会教育課長、学校教育課長ということでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

戸川町長 ご異議なしと認め、本件における参集範囲を決定いたしました。

戸川町長 私からは特にございませませんが、教育委員の皆様から何かございませんか。

(なしの声)

戸川町長 ございませぬので、以上で「その他」の協議を終わります。以上で本日の協議事項は全て終わりました。これをもちまして、平成27年度第1回長沼町総合教育会議を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。(10時20分)

上記会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

調整者 学校教育課 課長補佐 青野 直樹